（平成２３年３月９日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

１．今回のあっせん等の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　　３件

国民年金関係　　２件

厚生年金関係　　１件

（２）年金記録の訂正を不要と判断したもの　　７件

国民年金関係　　４件

厚生年金関係　　３件

岩手国民年金　事案689

第１　委員会の結論

申立人の昭和52年８月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和28年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和52年８月から同年10月まで

私は、勤務していた会社を退職後、Ａ市で国民年金の加入手続を行い、両親から申立期間の国民年金保険料を納付したとの話を聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和 52 年８月にＡ市で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の払出状況から、同年同月に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳には、同市において申立期間に係る国民年金被保険者資格を取得した旨記載されていることから、申立人は、会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行った状況がうかがえる。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において国民年金保険料を全て納付している上、申立期間当時、申立人と同居し、申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の父母は、保険料を完納していることが確認できるなど、申立人及びその父母の納付意識の高さがうかがえ、申立期間について、国民年金の加入手続を行いながら、保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金　事案690

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年４月から同年９月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和31年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和56年４月から同年12月まで
　　　　　　　　　　②　昭和57年４月から同年９月まで

私の国民年金保険料は、夫及び義父母の保険料と一緒に納付してもらっていたはずなので、私の保険料のみ未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年10月に払い出されており、Ａ市作成の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立期間②直前の 57 年１月から同年３月までの国民年金保険料は59年３月に、申立期間②直後の57年10月から58年３月までの保険料は59年12月にそれぞれ納付されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 58 年度以降は全て納付されており、同居家族である申立人の夫及びその義父母に係る保険料も、全て現年度納付されているなど、申立人及びその同居家族の納付意識の高さがうかがえ、申立期間②の前後の保険料を納付しながら、申立期間②の保険料が未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①について、前述の昭和58年10月の払出時点において、申立期間①のうち、56 年６月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない上、前述の被保険者名簿及び被保険者台帳によると、申立人の保険料について、過年度納付が開始されたと考えられるのは 59 年３月であり、その時点で、申立期間①の保険料は時効により納付することができず、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、昭和 56 年５月にＡ市に転入後、住所を変更しておらず、

申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年４月から同年９月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手厚生年金　事案835

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格取得日に係る記録を昭和63年12月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和４年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和63年12月１日から平成元年４月１日まで

私は、Ａ社に昭和63年秋頃から勤務したが、同社では厚生年金保険料などの社会保険料は、同年12月から控除するとの条件であった。同年12月分の給与手取額は、厚生年金保険の被保険者記録がある平成元年４月分と変わらない金額だったことを記憶しているので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてＡ社に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の元取締役は、「当時、試用期間中は雇用保険だけ加入させ、厚生年金保険は加入させていなかったと記憶しており、申立期間の厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付していない。」としているが、複数の同僚は、「中途採用者については、試用期間経過後に雇用保険と厚生年金保険に同時に加入させていた。」と供述している上、申立人と同じ営業職の同僚は「当時の事業主から、入社３か月間は雇用保険と厚生年金保険に加入させないと説明された記憶がある。」と供述している。

さらに、申立人は、入社して約３か月経過した昭和63年12月１日から雇用保険に加入し、厚生年金保険料についても同年12月分の給与から控除されていたと主張しており、当該事業所に中途採用された申立人を除く３人は、いずれも雇

用保険被保険者資格の取得日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が符合していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における平成元年４月のオンライン記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の元取締役が、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手国民年金　事案691

第１　委員会の結論

申立人の昭和42年４月から44年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　大正８年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和42年４月から44年３月まで

私の亡き父母は、昭和38年頃から44年頃まで加工業に従事しており、その当時の雇主が、亡き父母の国民年金保険料をまとめて納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の息子が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

申立人の息子は、「申立期間当時の父母の国民年金保険料は、一緒に納付されていると思う。父の国民年金手帳は焼却したので無いが、母の国民年金手帳は所持している。」としているが、申立人の息子が所持している亡き母に係る２冊の国民年金手帳を見ると、１冊は昭和37年度から41年度まで、別の１冊は44年度から49年度までの国民年金印紙検認記録がつづられており、申立期間である42年度及び43年度に該当する国民年金印紙検認記録のつづりは無く、国民年金保険料の納付は確認できない。

また、Ａ村（現在は、Ｂ市）作成の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立期間は未納期間で一致している。

さらに、申立人の息子は、「父母の申立期間に係る国民年金保険料は、当時の雇主が、一緒に働いていた世帯の分とともにまとめて納付していたと思う。」と主張しているが、当該雇主は「制度発足当初から、国民年金保険料については、納税組合が各世帯の集金を行い、保険料の免除申請については各世帯が個々に行っていたので、私は、申立人の保険料を納付していない。」と供述している上、申立人の息子及び当該雇主が、申立期間当時に申立人と一緒に働いていたとして名前を挙げた者の国民年金加入記録は、昭和

36 年度から 39 年度までの期間が国民年金保険料の免除期間となっており、37 年度を除き申立人の当該期間の記録とは異なっているなど、当該雇主が各世帯分の保険料をまとめて納付していたとする状況は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金　事案692

第１　委員会の結論

申立人の昭和42年４月から44年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女（死亡）
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　大正12年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和42年４月から44年３月まで

私の亡き父母は、昭和38年頃から44年頃まで加工業に従事しており、その当時の雇主が、亡き父母の国民年金保険料をまとめて納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の息子が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

申立人の息子は、「申立期間当時の父母の国民年金保険料は、一緒に納付されていると思う。父の国民年金手帳は焼却したので無いが、母の国民年金手帳は所持している。」としているが、申立人の息子が所持している亡き母に係る２冊の国民年金手帳を見ると、１冊は昭和37年度から41年度まで、別の１冊は44年度から49年度までの国民年金印紙検認記録がつづられており、申立期間である42年度及び43年度に該当する国民年金印紙検認記録のつづりは無く、国民年金保険料の納付は確認できない。

また、Ａ村（現在は、Ｂ市）作成の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立期間は未納期間で一致している。

さらに、申立人の息子は、「父母の申立期間に係る国民年金保険料は、当時の雇主が、一緒に働いていた世帯の分とともにまとめて納付していたと思う。」と主張しているが、当該雇主は「制度発足当初から、国民年金保険料については、納税組合が各世帯の集金を行い、保険料の免除申請については各世帯が個々に行っていたので、私は、申立人の保険料を納付していない。」と供述している上、申立人の息子及び当該雇主が、申立期間当時に申立人と一緒に働いていたとして名前を挙げた者の国民年金加入記録は、昭和

36 年度から 39 年度までの期間が国民年金保険料の免除期間となっており、37 年度を除き申立人の当該期間の記録とは異なっているなど、当該雇主が各世帯分の保険料をまとめて納付していたとする状況は見当たらない。

　このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金　事案 693

第１　委員会の結論
申立人の昭和 42 年 11 月から 46 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等
１　申立人の氏名等
氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 22 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨
申　立　期　間　：　昭和 42 年 11 月から 46 年３月まで
私は、専門学校卒業後に住み込みで働き、昭和 42 年１月の成人式出席をきっかけに国民年金に加入しようとしたが、Ａ市（現在は、Ｂ市）の職員に早過ぎると言われ、20 歳になる同年＊月頃に出直して加入手続を行い、町内会の集金人に国民年金保険料を渡していた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由
申立人は、専門学校卒業後、成人式に出席したことをきっかけに国民年金に加入したとしているところ、申立人が所持する当該学校の卒業証書によると、昭和 42 年３月 31 日に卒業したことが確認できるため、申立人は、43 年１月に行われた成人式に出席したと推認されるが、この時点で 20 歳に達していることから、申立人の主張には不自然な点がみられる。
なお、Ｂ市では、生年月日が昭和 22 年＊月の者が出席した成人式は 43 年１月 15 日に行われたとしている。
また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を町内会の集金人に渡していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年９月にＡ市で払い出されており、この時点で、申立期間のうち、42 年 11 月から 43 年６月までの保険料は時効により納付できない上、同年７月から 45 年３月までの過年度保険料については、国が直接収納するため、町内会では集金できない。
さらに、申立期間後の転出先であるＣ市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の国民年金保険料は未納となっており、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金　事案694

第１　委員会の結論
申立人の昭和58年６月から60年６月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等
１　申立人の氏名等
氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和28年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨
申　立　期　間　：　昭和58年６月から60年６月まで
私は、20歳頃、Ａ市で初めて国民年金の加入手続を行い、昭和58年６月に会社を辞めた際には、Ｂ市のＣ出張所で国民年金の加入手続を行った。
申立期間当時、任意継続した健康保険料と国民年金保険料を毎月銀行で一緒に納付していた覚えがあるので、保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由
申立人は、自身の年金手帳に、被保険者となった日が昭和58年６月21日と記載されているので、58年６月から国民年金保険料を納めていた証拠であると主張しているが、当該記載は国民年金の資格取得年月日を示すものであり、保険料の納付について証明するものではない。
申立人が初めて取得したとしている年金手帳には、Ｂ市のゴム印及び住所の記載は確認できるが、Ａ市に関係する記載は無く、同手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、昭和62年10月頃にＢ市において払い出され、同年同月頃に初めて国民年金の加入手続が行われ、20歳に到達した48年＊月＊日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したものと推認されることから、申立期間当時、申立人は国民年金の加入手続を行っておらず、申立期間の納付書が発行されることは無く、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。
また、申立期間以前に居住していたＡ市において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無い上、申立期間当時、申立人はＢ市から転居していないと供述しているなど、別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、Ｂ市のＣ出張所での国民年金の加入手続と同時期に、社会保険事務所（当時）で健康保険の任意継続手続を行ったと主張しているが、申立人が昭和 58 年６月まで加入していたＤ健康保険組合の任意継続手続は、同組合で行うことになっており、社会保険事務所において行うことはできないことから、申立人が主張するような加入状況はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手厚生年金　事案836

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和６年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和21年９月から23年10月１日まで

私は、昭和21年９月からＡ社の本社管轄の現場で仕事をしており、正社員であったので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

同僚の供述及びＡ社に係る同僚の厚生年金保険被保険者記録により、時期及び期間は特定できないが、申立人が、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和25年１月１日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入について確認することはできなかった。

また、申立人から名前が挙がった同僚４人は、既に他界している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において連絡先が把握できた同僚６人に照会し、５人から回答を得たが、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、当該事業所に勤務していた叔父に誘われ、昭和21年９月頃に入社したとしているところ、申立人の叔父は、申立人の入社月から約１年５か月後の23年２月１日に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を確認したが、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は無く、申立期間に係る厚生年金保険記号番号払出簿においても、申立人に対し申立期間当時、厚生年金保険記号番号が払い出された形跡は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金　事案837

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和11年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和35年４月から36年11月まで

②　昭和38年５月から39年12月まで

私は、申立期間において、当時の社長の誘いを受けてＡ社に勤務していたが、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入記録が無いと回答された。

正社員として勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が提出したＡ社所有のトラックを背景に元同僚たちと撮影した写真及び申立人が名前を挙げた複数の元同僚の供述から、時期は不明であるが申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主の家族によると、当該事業所に係る当時の関係書類は火災で焼失しており、事業主も既に他界していることから、申立人の申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人が名前を挙げた複数の元同僚にも申立人の申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金　事案838

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和14年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和34年10月から35年３月31日まで
②　昭和35年10月から37年５月４日まで
③　昭和55年12月から56年２月まで

私は申立期間①及び②については、Ａ社Ｂ支店に季節労働者として勤務した。

申立期間③については、Ｃ社（現在は、Ｄ社）に勤務した。

全ての申立期間について間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、元同僚の供述により、申立人が申立期間②の一部期間において、Ａ社Ｂ支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が勤務していたと主張する事業所名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない。

また、Ａ社Ｅ支店に申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態や厚生年金保険の加入について照会したが、当時の関係資料は無く、不明と回答しており、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間②において一緒に勤務したとして名前を挙げた元同僚に照会したところ、「私も申立期間については、厚生年金保険には加入しておらず、国民年金に加入している。」と回答している。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は申立期間②の一部の期間において国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付済みである。

申立期間③については、Ｄ社に申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入について照会したが、当時の関係資料は無く、不明と回答しており、申立内容を裏

付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人が申立事業所において一緒に勤務したとして名前を挙げた元同僚に照会したところ、「申立人が一度退社し、再度入社してきたことは記憶しているが、いつからいつまで勤務していたかは不明である。」と回答している。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者記録を確認したところ、申立人は当該事業所を昭和55年８月20日に離職し、56年３月10日に再度、被保険者資格を取得しており、申立期間については被保険者記録が確認できない上、同記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は申立期間③において国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付済みである。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。